

※青色申告会・商工会議所の会員でない方でもご参加いただけます。

聴講
無料

2019年10月1日から消費税の軽減税率制度が実施されます！

税制改正のポイントと消費税対策セミナー

2019年10月1日より、消費税率の引上げと同時に消費税軽減税率制度の実施に伴い、消費税の税率が軽減税率(8%)と標準税率(10%)の複数税率になります。消費税軽減税率制度は全ての事業者の方に関係がある制度です。今回のセミナーでは、複数税率時の記帳の仕方と、消費税申告書の作り方についてわかりやすく説明いたします。また、税制改正のポイントとして変更のあった配偶者控除等を中心に改正点についてご説明いたします。この機会に是非ともご参加下さい。

日時

平成31年1月21日(月)
14:00~15:00

会場

美濃加茂商工会議所
3階 大会議室
(美濃加茂市太田本町1-1-20)

受講対象

軽減税率制度は、飲食料品等の対象品目を取り扱う事業者の方だけでなく、全ての事業者の方に関係があります。会員・非会員問わず、どなたでもご参加頂けます。

講師

関税務署 個人課税第一部門
国税調査官 釜谷 憲 氏

内容

★ 税制改正のポイント

★ 複数税率時の記帳の仕方

★ 消費税申告書の作り方

★ 参加者には、
軽減税率まるわかりBOOKを
プレゼント！

お申込み
お問い合わせ

1月17日までに、下記受講
申込書にご記入の上、FAX
にてお申し込み下さい。
(FAX:(0574)24-0120)

美濃加茂市青色申告会 (事務局:松本)

TEL (0574)24-0123

(平日:8:30~17:15)

【主催:美濃加茂市青色申告会 共催:美濃加茂商工会議所】

-----【税制改正のポイントと消費税対策セミナー 受講申込書】-----

1月21日(月)開催の「税制改正ポイントと消費税対策セミナー」に参加申込みします。

美濃加茂市青色申告会(担当:松本行き) FAX:0574-24-0120

事業所名			
受講者氏名	TEL		
	業種		

※申込受付後、当所より受付完了のご連絡等は致しません。当日、直接会場までお越し下さい。

※本申込書にご記入いただいた個人情報につきましては、本セミナーの運営及び今後のセミナー等の情報提供のみに利用いたします。